

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年10月13日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第61号

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。

第8条の表変則勤務手当の款京都市立病院に勤務する職員の項中

「

深夜看護業務に従事したとき。	1回 4,400円
----------------	-----------

を

」

「

薬剤師，診療放射線技師又は臨床検査技師が正規の勤務として深夜に勤務したとき。	1回 2,200円
深夜看護業務に従事したとき。	1回4,400円（正規の勤務として午前8時30分から翌日の午前2時まで又は午後5時15分から翌日の午前2時までの業務に従事したときにあっては，2,200円）

に改める。

」

附 則

この規則は、平成18年10月16日から施行する。

(総務局人事部給与課)